

学校法人浅ノ川学園金沢看護専門学校 学則

第1章 総則

(目的)

第1条 本校は、人間愛と生命の尊重を基盤として、看護師として必要な知識及び高度な技能並びに態度を修得させ、医療・看護に関する価値観の多様化に対応し、地域社会に貢献し得る有能な人材を育成するための専門教育を行う。

(名称)

第2条 本校は、金沢看護専門学校という。

(位置)

第3条 本校は、石川県金沢市小坂町北6-2番地1に置く。

(自己点検・評価)

第4条 本校は、教育の一層の充実を図り、本校の目的及び使命を達成するため、教育活動の状況について自主的に自己点検・評価を行い、その結果を公表するものとする。

第2章 課程、学科、修業年限及び定員並びに学年、学期及び休業日

(課程、学科、修業年限、定員及び学級数)

第5条 本校に専門課程看護学科3年課程を置き、修業年限及び定員は次のとおりとする。

課 程	学 科	修業年限	定 員	総定員
専門課程	看護学科 (3年課程)	3年	40名	120名

2 同一学年には、2年を超えて在籍することができない。

3 本校には、修業年限の2倍を超えて在籍することができない。

(学年及び学期)

第6条 本校の学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

2 本校の学期は、学年を分けて次の2期とする。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から翌年3月31日まで

(休業日)

第7条 本校の休業日は、次のとおりとする。

(1) 土曜日及び日曜日

(2) 開校記念日 6月1日

(3) 国民の祝日に関する法律に規定する日

(4) 季節休業日 学年を通じて10週以内で学校長が定める。

2 第1項の規定にかかわらず、学校長が必要と認めるときは、臨時に休業し、又は休業日に授業を行うことができる。

第3章 教育課程及び単位数等

(教育課程及び単位数等)

第8条 教育課程及び単位数等は、別表1のとおりとする。

2 講義及び演習・校内実習にあつては15時間から30時間、臨地実習にあつては30時間から45時間をもって1単位とする。

第4章 入学、転入学及び転校

(入学の時期)

第9条 入学の時期は学年のはじめとする。

(入学資格)

第10条 本校に入学を志願することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- 1 高等学校又は中等教育学校を卒業した者
- 2 通常の課程による12年の学校教育を修了した者
- 3 監督庁の定めるところにより、前各号に掲げる者と同等以上の学力があると認められた者

(入学試験)

第11条 入学志願者は、入学願書に入学検定料及び別に定める書類を添えて、所定の期日までに学校長に提出しなければならない。

- 2 入学募集定員、入学検定料、その他入学に関し必要な事項は、あらかじめ広告する。
- 3 入学試験及び選考に関し必要事項は、別に定める。

(入学手続)

第12条 前条の入学試験に合格した者は、学校長が定める日までに入学金を納付し、かつ、保証人1名が連署した誓約書その他必要な書類を学校長に提出しなければならない。

(入学許可)

第13条 学校長は、前条の手続を完了した者に対し、入学を許可する。

(転入学)

第14条 文部科学大臣又は厚生労働大臣の指定する看護学校又は看護師養成所（以下「看護師学校養成所」という。）の在校生で本校に転入学を希望する者があるときは、欠員がある場合に限り、審査の上、転入学を許可することができる。

(転校)

第15条 本校の学生で、他校に転校を希望する者は、保証人連署の上、学校長に転校願（様式第3号）を提出し、許可を受けなければならない。

- 2 学校長は、前項の願い出があったときは、審査の上、転校を許可することができる。

第5章 欠席、休学、復学、退学及び除籍

(欠席)

第16条 学生は、疾病その他のやむを得ない事由により欠席しようとするときは、あらかじめその旨を学校に届け出なければならない。

(休学)

第17条 学生は、疾病その他やむを得ないと認められる事由により、引き続き2ヶ月を超える期間就学できないときは、休学願（様式第4号）を学校長に提出し、その許可を受けて休学することができる。なお、休学の事由が、疾病による場合には、医師の診断書を添えなければならない。

- 2 学校長は、疾病のため就学が不相当と認められる者に対して、休学を命ずることができる。
- 3 休学期間は、引き続き1年を超えることができない。
- 4 休学期間は、在学期間に算入しない。

(復学)

第18条 休学者が復学しようとするときは、復学願（様式第5号）を学校長に提出し、その許可を受けなければならない。なお、休学の事由が疾病による場合は、医師の診断書を添えなければならない。

(退学)

第19条 学生は、疾病その他やむを得ない事由により退学しようとするときは、退学願(様式第6号)を学校長に提出し、その許可を受けなければならない。

2 学校長は、次の各号の一に該当する者を退学させることができる。

- (1) 第4条第2項及び第3項の期間を超えた者
- (2) 正当な理由がなく授業料を納入しない者
- (3) 学校長が、就学に不適切と認める者

(除籍)

第20条 学生が死亡又は行方不明になったときは、学校長はその保証人に通知した上でこれを除籍することができる。

第6章 学業の評価、単位の認定及び卒業の認定

(学業の評価)

第21条 学業の評価は、別表1の教育内容に基づく各科目の所定の時間数の3分の2以上出席した者に対し、学科試験または実習評価により行う。

2 学業の評価は、各科目について、その科目が終了する期の終わりに行う。ただし、学校長が必要と認めるときは、随時行うことができる。

3 学業の評価は、各科目につき100点満点とし、優(80点以上)、良(70点以上80点未満)、可(60点以上70点未満)、不可(60点未満)とし、可以上を合格とする。

(追試験及び再試験)

第22条 疾病その他やむを得ないと認められる事由により、学科試験を受けることができなかった者は追試験を、又、学科試験による学習の評価が合格点に満たなかった者は、再試験を受けることができる。

2 臨地実習の成績において、合格できなかった者は再実習を受けることができる。

(単位の認定)

第23条 学校長は、前条の規程により合格した科目について単位の認定を行う。

(入学前の既修得単位等の認定)

第24条 本校に入学した者で、入学前に学校教育法第1条に規定する大学若しくは高等専門学校又は附則に掲げる学校若しくは養成所(以下「大学等」という。)で修得した単位の認定を学校長に申請することができる。

2 学校長は、前項の申請に基づき、既習の学習内容を評価し、単位を認定することができる。

3 既修得単位の認定は、総修得単位数の2分の1を超えない範囲とする。

(卒業の認定及び称号の授与)

第25条 学校長は、別表の教育内容に基づく科目全ての単位を修得した者に対して、卒業の認定を行う。

2 学校長は、前項の規定により卒業を認定した者に対して、専門士(医療専門課程)の称号を授与する。

3 第1項の規定により卒業を認定した者に対して、卒業証書(様式第7号)を授与する。

(再履修)

第26条 別表1の教育内容に基づく科目に対し、単位を修得できなかった科目がある学生は、在学期間内に再履修することができる。

第7章 賞罰

(表彰)

第27条 学校長は、学業に精励し、学業成績並びに品行の特に優秀な者、その他業績顕著の者で、他の学生の模範となる者を表彰することができる。

(懲戒)

第28条 学校長は、本校の規則に違反し、又は学生の本分に反する行為があった場合等において、教育上必要と認められる場合には、学生に対し、懲戒することができる。

2 懲戒の種類は、戒告、停学及び退学とする。

第8章 学納金

(入学金及び授業料等)

第29条 学生は、授業料、実験実習料及び施設設備資金等（以下「授業料等」という。）を所定の期日までに納入しなければならない。

2 入学金及び授業料等の額並びに納入方法は、別に定める。

3 既に納入した入学金は、返還しない。

4 既に納入した授業料等は、別に定める場合を除き、返還しない。

第30条 休学期間中の授業料等は徴収しない。

第9章 学生の健康管理

(健康管理)

第31条 学校長は、学生に対して年1回以上の健康診断を実施する。

2 健康診断その他必要な保健管理に関する事項は別に定める。

第10章 職員組織及び運営

(職員組織)

第32条 本校に次の教職員を置く。

- | | |
|---------------------------|-------|
| (1) 学校長 | 1名 |
| (2) 副校長 | 1名 |
| (3) 教務主任 | 1名 |
| (4) 専任教員（教務主任及び実習調整者を含む。） | 8名以上 |
| (5) 非常勤講師 | 40名以上 |
| (6) 事務長 | 1名 |
| (7) 事務員 | 1名以上 |
| (8) 教務事務 | 1名 |
| (9) 校医 | 1名 |

2 前項のほか、学校長が必要と認めるときは、理事長の承認を得て、顧問を置くことができる。

3 職員の組織及び職務分掌は、別に定める。

(運営)

第33条 学校の運営を円滑に行うため、運営会議その他別に定める会議を置く。

第11章 雑則

(保証人の変更)

第34条 学生は、保証人に変更があったときは、速やかにその旨を書面により学校長に届け出なければならない。

(委任)

第 35 条 この学則で定めるもののほか、学校の運営に関し必要な事項は、学校長が理事会の承認を得て定める。

(学則の変更)

第 36 条 この学則の改廃は、学校長が発議し、理事会で決定する。

附則 1 この学則は、平成 3 年 4 月 1 日より施行する。

2 本文第 5 条第 1 項の規定にかかわらず、平成 4 年度の限り、入学定員を 50 名に、また、平成 4 年度から 6 年度までの総定員を 130 名に変更し、同条の表を次のとおり改める。

課 程	学 科	修業年限	入学定員	学級数	総定員	総学級数
専門課程	看護学科 (3 年課程)	3 年	40 名	1	130 名	3

附則 この改正学則は、平成 7 年 6 月 1 日より施行する。

附則 1 この改正学則は、平成 9 年 4 月 1 日より施行する。

2 この学則による改正後の第 8 条の規定は、平成 9 年度入学生から適用し、既に在籍する学生に係る教育課程については、なお従前の例による。

附則 この改正学則は、平成 14 年 3 月 1 日より施行する。

附則 1 この改正学則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

2 この改正学則のうち、第 49 条から第 53 条及び第 69 条については、平成 20 年 1 月 1 日から施行する。

附則 1 この改正学則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

2 この改正学則による第 8 条の規定は、平成 21 年度入学生から適用し、既に在籍する学生に係る教育課程については、なお従前の例による。

3 第 27 条の規定による再履修の必要な者で、改正学則別表 1 の適用を受けないものにおいて再履修すべき科目の講義等が行われなくなっている場合は、当該科目に相当する改正学則別表 1 の科目を履修するものとする。

附則 1 この改正学則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

2 この改正学則による第 7 条の規定は、平成 28 年度入学生から適用し、平成 27 年度入学生に係る教育課程については別表 1-①、平成 26 年度入学生に係る教育課程についてはなお従前の例による。

附則 この改正学則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附則 1 この改正学則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

2 この改正学則による第 8 条の規定は、令和 4 年度入学生から適用し、既に在籍する学生に係る教育課程については、なお従前の例による。

3 第 26 条の規定による再履修の必要な者で、改正学則別表 1 の適用を受けないものにおいて再履修すべき科目の講義等が行われなくなっている場合は、当該科目に相当する改正学則別表 1 の科目を履修するものとする。

4 第 24 条に規定する入学前の既修得単位等の認定については、次に掲げる学校等において既に履修した科目については、その科目の履修を免除することができる。

(1) 学校教育法に基づく大学若しくは高等専門学校又は旧大学令に基づく大学

(2) 歯科衛生士法第 12 条第 1 号の規定により指定されている歯科衛生士学校又は同条第 2 号の規定により指定されている歯科衛生士養成所

(3) 診療放射線技師法第 20 条第 1 号の規定により指定されている学校又は診療放射線技師養成所

(4) 臨床検査技師等に関する法律第 15 条第 1 号の規定により指定されている学

校又は臨床検査技師養成所

- (5) 理学療法士及び作業療法士法第11条第1号若しくは第2号の規定により指定されている学校若しくは理学療法士養成施設又は同法第12条第1号若しくは第2号の規定により指定されている学校若しくは作業療法士養成施設
- (6) 視能訓練士法第14条第1号又は第2号の規定により指定されている学校又は視能訓練士養成所
- (7) 臨床工学技士法第14条第1号、第2号又は第3号の規定により指定されている学校又は臨床工学技士養成所
- (8) 義肢装具士法第14条第1号、第2号又は第3号の規定により指定されている学校又は義肢装具士養成所
- (9) 救急救命士法第34条第1号、第2号又は第4号の規定により指定されている学校又は救急救命士養成所
- (10) 言語聴覚士法第33条第1号、第2号、第3号又は第5号の規定により指定されている学校又は言語聴覚士養成所
- (11) 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第40条第2号の規定に該当する者で本校に入学したものの単位の認定については、社会福祉士及び介護福祉士法施行規則等の一部を改正する省令（平成20年厚生労働省令第42号）による改正前の社会福祉士介護福祉士学校養成施設指定規則（昭和62年厚生省令第50号）別表第4に定める基礎分野又は社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則別表第4若しくは社会福祉士介護福祉士学校指定規則（平成20年文部科学省・厚生労働省令第2号）別表第4に定める「人間と社会」の領域に限り本人からの申請に基づき個々の履修の学習内容を評価し、本校における教育内容に相当するものと認められる場合には、保健師助産師看護師養成所指定規則別表3及び別表3の2に定める基礎分野の履修に替えることができる。

別表1 (学則第8条関係)

教育課程及び単位数等

分野	科目		単位数	時間数	分野	科目		単位数	時間数
基礎分野	科学的思考の基盤	情報科学Ⅰ	1	15	地域・在宅看護論	地域・在宅看護論Ⅰ	1	15	
		情報科学Ⅱ	1	15		地域・在宅看護論Ⅱ	1	30	
		統計学	1	15		地域・在宅看護論Ⅰ	1	30	
		心理学	1	30		地域・在宅看護論Ⅱ	1	30	
		教育学	1	15		地域・在宅看護論Ⅲ	1	15	
		スタディスキル	1	30		地域・在宅看護論Ⅳ	1	15	
	人間と生活・ 社会の理解	社会学	1	15	成人看護学	成人看護学概論	1	30	
		生活科学	1	30		成人看護学Ⅰ	1	30	
		人間関係論	1	30		成人看護学Ⅱ	1	30	
		ソーシャルスキル	1	15		成人看護学Ⅲ	1	30	
		英語Ⅰ	1	30		成人看護学Ⅳ	1	30	
		英語Ⅱ	1	30		成人看護学Ⅴ	1	30	
		体育Ⅰ	1	15	老年看護学	老年看護学概論	1	30	
	体育Ⅱ	1	15	老年看護学Ⅰ		1	15		
小計		14	300	老年看護学Ⅱ		1	30		
				老年看護学Ⅲ		1	30		
専門基礎分野	人体の構造と機能	人体の構造と機能Ⅰ	1	30	小児看護学	小児看護学概論	1	30	
		人体の構造と機能Ⅱ	1	30		小児看護学Ⅰ	1	15	
		人体の構造と機能Ⅲ	1	30		小児看護学Ⅱ	1	30	
		人体の構造と機能Ⅳ	1	30		小児看護学Ⅲ	1	30	
		看護形態機能学	1	30		母性看護学	母性看護学概論	1	30
	疾病の成り立ちと回復の促進	病理学	1	30	母性看護学Ⅰ		1	15	
		疾病と治療Ⅰ	1	30	母性看護学Ⅱ		1	30	
		疾病と治療Ⅱ	1	30	母性看護学Ⅲ		1	30	
		疾病と治療Ⅲ	1	30	精神看護学	精神看護学概論	1	30	
		疾病と治療Ⅳ	1	30		精神看護学Ⅰ	1	15	
		疾病と治療Ⅴ	1	15		精神看護学Ⅱ	1	30	
		薬理学	1	30		精神看護学Ⅲ	1	30	
		生化学	1	30	看護実践の統合と	看護管理	1	30	
	微生物と感染	1	30	医療安全		1	30		
	治療論	1	30	災害看護		1	15		
	栄養と食事療法	1	30	看護倫理		1	15		
	社会保障支援と 社会保障制度	社会保障・社会福祉Ⅰ	1	15	小計		44	1140	
		社会保障・社会福祉Ⅱ	1	15	臨地実習	基礎看護学実習Ⅰ	1	45	
		公衆衛生学	1	15		基礎看護学実習Ⅱ	2	90	
		多職種連携	1	15		地域・在宅看護論実習Ⅰ	2	60	
		健康教育論	1	15		地域・在宅看護論実習Ⅱ	2	90	
		医療と経済	1	15		成人・老年看護学実習Ⅰ	2	90	
小計		22	555	成人・老年看護学実習Ⅱ		2	90		
				成人・老年看護学実習Ⅲ		2	90		
専門分野	基礎看護学	看護学概論	1	30		老年看護学実習	2	90	
		看護理論	1	15		小児看護学実習	2	90	
		臨床看護総論	1	30		母性看護学実習	2	90	
		看護過程	1	30		精神看護学実習	2	90	
		看護研究	1	15		統合実習	2	90	
		基礎看護技術Ⅰ	1	30					
		基礎看護技術Ⅱ	1	30					
		基礎看護技術Ⅲ	1	30					
		基礎看護技術Ⅳ	1	30					
		基礎看護技術Ⅴ	1	30					
		基礎看護技術Ⅵ	1	30					
基礎看護技術Ⅶ	1	15							
小計				小計		23	1005		
				合計		103	3000		